

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)			
1	立地条件	5	第2	2-2				—	各処理場において、工事車両や有効利用物搬送車両、薬品搬送車両などの全ての車両について、通用門の使用制限(可否・時間制限)がありましたらご教示いただけますでしょうか。	通用門の使用制限はありませんが、開庁時間外の利用については、事前に連絡願います。
2	業務範囲	8	第2	2-3	1	1	1	業務範囲	貴市の資産である建築・土木躯体への損傷を軽減・回避するために排水ピット蓋・側溝蓋・柵などは既設流用してもよろしいでしょうか。 但し、事業者の責において維持管理するものと考えます。	ご理解のとおりです。
3	建築物に関する要求水準 舞洲スラッジセンター	8	第2	3	1	1		—	表2-4 設計・維持管理・運営の対象施設 建築施設欄の外壁外装において、事業範囲の対象が保守管理となっています。建築基準法上の12条点検相当の点検と考えてよろしいでしょうか。 また、5.主要機器リスト(6)建築設備(建築施設および外構)によると、外壁外装の項目に対応するものは、外壁タイルとなっていますが、外壁塗装も同様と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	事業範囲(撤去)	8	第2	3	1	1	コ	舞洲スラッジセンター	撤去した機器、配管、サポート、架台等の鋼製製品(有価物)については、事業者にて自由処分(スクラップ、予備部品としての流用)としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	業務範囲	9	第2	2-3	1	1		業務範囲	既設設備から本事業への設備切替において、その運用影響を最小化するために、貴市との協議の上、既設機器の流用を認めていただけますでしょうか。	既設設備の切替時については、主要機器を除き、事業者の責任において既設流用することを可とします。
6	業務範囲	9	第2	2-3	1	1		業務範囲	表2-4 建築施設(既設)のうち、躯体について設計・建設は対象外と考えますが、躯体槽内の防食塗装も事業者範囲対象外と考えてよろしいでしょうか。 また、防食塗装は本事業の維持管理運営期間開始前に貴市にて再塗装を行っていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	業務範囲	9	第2	2-3	1	1		業務範囲	表2-4 建設施設(既設)のうち、躯体槽については建築施設躯体と同様、保守管理、修繕のみ事業範囲と考えてよろしいでしょうか。 また、躯体の修繕の範囲には防食塗装の全面再塗装は含まれないものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	業務範囲	9	第2	2-3	1	1		業務範囲	表2-4 注1)に「敷地内の汚泥配管を含む。」とあります。 地中埋設部分は除くとの理解でよろしいでしょうか。 また、既設流用は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書3-1-6取り合い等の関する条件 § 1 舞洲スラッジセンター(1) 消化汚泥受入に関する条件(P36)をご参照ください。
9	事業範囲	9	第2	2-3	1	1		本事業の対象範囲舞洲スラッジセンター	表2-4では、建築機械・電気設備は建設業務および維持管理業務の対象の区分となっています。 事業者の提案により使用しない部屋・スペース・ヤードなどに設置している建築機械・電気設備については、必要最低限の機能(法令関係・保安上に必要なもの等)を確保するための維持管理業務を本事業対象と考え、建設業務や上記必要以上の維持管理業務の本事業対象範囲外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、外構及び外観に影響する照明等は、事業対象範囲に含まれます。
10	事業範囲	9	第2	2-3	1	1		本事業の対象範囲舞洲スラッジセンター	舞洲スラッジセンター施設内において、事業期間中に貴市にて使用する予定の部屋・スペース・ヤードはなく、これに伴う建築機械・電気設備更新は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	業務範囲	9	第2	2-3	1	1		業務範囲	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.21でご回答いただいた通り、表2-4 設計・建設と維持管理・運営の対象施設(事業者が行うもの:○)内の「植栽における修繕」とは、植栽の剪定などを行い適切に管理する業務であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	業務範囲	10	第2	2-3	1	2		業務範囲	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.35でご回答いただいた通り、脱水分離液処理施設を舞洲スラッジセンター内に設置した場合、此花処理場内における維持管理業務は本事業対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	要求水準書	13	第2	3	1	2	(1)	設計・建設と維持管理・運営の対象施設	項アにおいて(返流水処理施設への送配電も含む)とありますが、返流水処理施設は脱水分離液処理施設と読み替えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	業務範囲	14	第2	2-3	1	2		業務範囲	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.53でご回答いただいた通り、既設消化汚泥管を延長した場合、設計建設及び本事業用地内の配管の維持管理のみが事業者業務範囲であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	業務範囲	16	第2	2-3	2			業務範囲	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.65でご回答いただいた通り、表2-7「市及び事業者が実施する業務範囲」に記載のある「運転に必要なすべての設備」とは、事業者の業務範囲となる施設・設備という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。要求水準書3-1-6取り合い等の関する条件 § 3 平野下水処理場(1) 消化汚泥受入に関する条件(P43)をご参照ください。
16	業務範囲	16	第2	2-3	2			業務範囲	維持管理業務 修繕業務について、「20年の良好な運転に必要なすべての施設・設備の修繕業務」と記載があります。 「良好な運転」とは、要求水準書に記載の、処理量・各種法令等を満足する運転を意味するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	事業範囲	16	第2	2-3	2			業務範囲	貴市の要求により、機器・材料の長期保管が必要となった場合の保管費用については別途協議対象とし、協議結果により別途費用請求が可能であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	建設業務 施工管理(施行監理含む)について	16	第2	3	2			業務範囲表2-7 市及び事業者が実施する業務範囲	表中の「建設業務」-「施工管理(施行監理含む)」とは、要求水準書33頁3-1-5(4)に記載の「工事監理」と同じ業務内容でしょうか。	ご理解のとおりです。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)			
19	建設業務 近隣調整及び準備調査業務 について	16	第2	3	2			業務範囲表2-7 市及び事業者が実施する業務範囲	「建設業務」-「近隣調整及び準備調査業務」について、具体的に必要な調査項目をご教示ください。	調査項目については、事業者の提案とします。
20	最終生成物の有効利用	16	第2	3	2			業務範囲	最終生成物の有効利用業務について、汚泥炭化方式、汚泥乾燥方式(以下、汚泥燃料化方式といいます)の場合には、汚泥燃料の有効利用によるCO2削減により明確にその有効利用がなされていることの履行確認が可能ですが、汚泥焼却方式の場合には外部搬出量の報告のみで履行確認を行うこととなりますでしょうか。本事業の事業趣旨を勘案すると、汚泥焼却方式においても汚泥燃料化方式同様、有効利用されたことが確認できる形とすることが望ましいと考えます。	汚泥焼却方式の場合には、焼却灰等の全量をリサイクル事業者へ搬出し、二次加工を経て建設資材に有効利用することとしています。
21	事業に伴う履行場所	17	第2	2-4	1			事業に伴う履行場所	「市が指定する事業用地において、汚泥処理施設の設計・建設・維持管理・運営等の履行以外の目的に使用してはならない」とあります。本事業を円滑に進めるための工場や地域貢献・教育実習等を目的とする場合は問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	本事業にかかわるものであれば、市の承諾を得たうえで使用することは可能です。
22	事業期間	17	第2	2-4	2			事業期間	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.80でご回答いただいた通り、事業者の提案により貴市の想定より引き渡し期間が早くなる場合、維持管理運営期間は事業者提案の期間になるとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理運営期間は20年間ですが、事業者提案により施設完成引き渡し時期が市の想定する時点より早くなる場合は、ご理解のとおりです。
23	事業期間	17	第2	2-4	2			事業期間	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.81でご回答いただいた通り、原則、令和30年9月末より事業期間が延長する可能性はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
24	事業期間	17	第2	2-4	2		(1)	設計・建設改築期間	要件として、「施工期間中においては、汚泥処理に必要な能力を確保し、下水処理に影響を与えない提案」とあります。令和8年度末までに既設施設の停止をご予定されている「舞洲スラッジセンター 既設汚泥溶融炉2炉」「平野下水処理場 汚泥溶融施設」について、汚泥処理に必要な能力を確保するために施設停止時期を最大令和10年9月まで遅らせることは可能でしょうか。	既設施設の停止時期については、要求水準書にお示しする時期より後に停止することはありません。
25	事業期間	17	第2	2-4	2		(1)	設計・建設改築期間	令和10年9月末までの設計・建設改築期間は通期にて、既設施設にて市内汚泥の全量処理が可能と理解してよろしいでしょうか。	本事業で改築するために、停止する既設施設の台数にもよりますが、令和10年9月末までの設計・建設改築期間は通期にて、既設施設にて市内汚泥の全量処理は不可能と考えます。
26	建物に関する要求水準 舞洲 スラッジセンター	17	第2	2-4	2-4-2		(1)	設計・建設改築期間	現在の維持管理の委託内容(委託先・委託内容・委託金額等)をご教示ください。また、要求水準書(案)(別紙)/62頁/第7章 別紙/9.実績維持管理費の各年度の「委託費」と「その他」の費用の内訳についてもご教示ください。	現在の維持管理の委託の契約状況については市のホームページ(HP)でご確認下さい。また、委託費とその他の内訳ですが、委託費のうち、施設の運転管理に要する委託費が、99%となります。その他については、施設の維持に必要な物品購入や諸経費などになります。
27	要求水準書	17	第2	4	1		(1)	設計・改築機関	R10年9月末までの工期として、建設工程を検討した場合、新炉の稼働前に溶融炉を2炉撤去する必要があります。一方で、現状の溶融炉定期修繕は時期・回数が決まっており、安定的な汚泥処理を考慮すると3炉での汚泥処理運用は難しくなると思慮致します。建設期間中の既存施設の補修時期や回数については事業者が提案するスケジュールに基づいて契約後協議させていただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	要求水準書	17	第2	4	1		(1)	設計・改築機関	建設期間中のR5~10年度9月末までに既存の汚泥処理設備故障等により汚泥処理能力不足が発生した場合は、貴市にて未処理汚泥処分の実施という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
29	建築物に関する要求水準 舞洲スラッジセンター	17	第2	4	2		(2)	—	維持管理・運営期間について、最後に完成した施設の引渡し後から20年間とあります。要求水準書の想定では令和10年9月末を設計・改築を実施する期間とありますが、その期間の建築施設における維持管理についても同様に考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	要求水準書	17	第2	4	2		1	設計・建設改築期間	令和8年度末に平野下水処理場既設汚泥溶融施設を停止予定とあり、一方、既設汚泥脱水施設は令和10年9月末に停止予定とあります。令和9年度より平野下水処理場にて汚泥資源化施設を稼働させる場合、既設汚泥脱水施設より供給される脱水ケーキは、「要求水準書2-4-6処理対象汚泥」に示される範囲の性状・量であるとの理解で宜しいでしょうか。	既存汚泥脱水施設から本事業で建設する資源化炉への脱水ケーキ供給は想定していません。
31	設備の停止	17	第2	4	2		1	事業期間	令和8年度末の機器停止時期について、これより後の時期に停止する提案は可能ですか？	既設施設の停止時期については、要求水準書にお示しする時期より後に停止することはありません。
32	処理方式	18	第2	2-4	4		1	脱水処理方式	「0.6t-DS/時以上の施設規模の導入実績を有する」とあります。 ①導入実績とは稼働実績との理解でよろしいでしょうか。 ②稼働実績の場合、稼働年数は問わないとの理解でよろしいでしょうか。 ③0.6t-DS/時とは1台あたりの処理量との理解でよろしいでしょうか。 ④導入実績には汚泥の種類は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	①ご理解のとおりです。 ②ご理解のとおりです。 ③ご理解のとおりです。 ④下水汚泥であれば、汚泥の種類は問いません。
33	処理方式	18	第2	2-4	4-1		(1)	下水汚泥	導入実績として「日本国内における下水汚泥を脱水させる施設」とあります。本事業対象となる下水汚泥は消化汚泥ですが、実績要件としての下水汚泥は消化汚泥以外(生汚泥・余剰汚泥など)も対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)			
34	処理方式	18	第2	2-4	4-3		資源化処理方式	75t-WET/日の実績要件について、1炉当たりの処理規模という理解でよろしいでしょうか。 (例: 50t-WET/日 × 2炉の同時受注実績は合計100t-WET/日の場合は要求水準未達)	ご理解のとおりです。	
35	処理方式	18	第2	2-4	4-3		資源化処理方式	資源化物を製造する技術方式の実機実績について、期間の制約(1年間の稼働実績など)は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
36	処理方式	18	第2	2-4	4-3		資源化処理方式	資源化物を製造する技術方式の実機実績の対象は焼却炉や炭化炉であり、付帯する機器は対象外と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
37	処理方式	18	第2	2-4	4-3	(1)	下水汚泥	導入実績として「日本国内における下水汚泥を焼却、炭化・・・施設規模の導入実績を有するもの」とあります。 本事業対象となる下水汚泥は消化汚泥ですが、実績要件としての下水汚泥は消化汚泥以外(生汚泥・余剰汚泥など)も対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
38	施設規模	19	第2	2-4	5	(1)	施設規模	「沿岸部と内陸部の消化汚泥輸送能力を考慮した施設能力及び受け入れ・貯留能力とすること。」とあります。 消化汚泥輸送量など沿岸部と内陸部で異なる点があればご教示ください。	消化汚泥輸送量などについては、要求水準書別紙 3.発生汚泥量と汚泥性状の実績と将来予測及び4. 送泥ネットワークの輸送能力をご参照ください。	
39	施設規模	19	第2	2-4	5	(2)	施設規模	『「2-4-6処理対象汚泥」に示す処理対象汚泥の量を超える場合や、汚泥性状が範囲を外れる場合であっても、事業者の提案する施設処理能力で受け入れが可能な場合は、再資源化処理及び有効利用すること。』とあります。 範囲を外れた汚泥を処理する場合、処理そのものは可能であっても要求水準・提案事項を満足できない場合も生じると考えられます。その場合は未達とならないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
40	施設規模	19	第2	2-4	5	(4)	施設規模	要求水準書(案)に関する質問(第2回目)回答No.31で回答いただいた通り、要求水準書に記載の災害等の発生時に、移動脱水機は貴市にて準備いただき、その運用も貴市にて行うとの理解でよろしいでしょうか。 また、移動脱水機使用時の臭気対策やユーティリティ(電力や薬品等)の確保も、事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
41	施設規模	20	第2	2-4	5	(5)	施設規模	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.129で回答いただいた通り、「災害等が発生し、近隣都市からの脱水ケーキの受け入れ要請があった場合、・・・」と記載があります。 本事業が発生した場合の清算については、別途契約を行い、実処理量にかかった費用を精算するとの理解でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)2-4-6処理対象汚泥にお示しする汚泥量の範囲内は、汚泥量に応じて区分ごとに事業者の提案するサービス対価でお支払いする予定です。汚泥量が示す範囲を超える場合は、別途協議の上、市の負担とします。また、汚泥性状が要求水準書(案)2-4-6処理対象汚泥を外れる場合は、別途協議の上、市の負担とします。	
42	施設規模	20	第2	2-4	5	(5)	施設規模	災害時の近隣都市からの汚泥ケーキの受け入れは可能な限り実施しますが、受け入れる汚泥ケーキの性状を把握するための分析等を事業者にて行うことは実質困難であると共に、汚泥性状を事前に連絡いただくことが円滑な汚泥処理につながります。 要求水準書(案)に関する質問(第2回目)回答No.33で回答いただいた通り、受け入れる汚泥ケーキの性状については、貴市または近隣都市等の要請元からご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
43	施設規模	20	第2	2-4	5	(5)	施設規模	汚泥性状によっては、有効利用施設により処理が出来たとしても、有効利用先の受け入れ基準を満たさない場合は、本事業で処理する有効利用物+α(災害時の受入汚泥)分の全量が産業廃棄物処理となる可能性があります。 この場合の産業廃棄物処分費は、+α(災害時の受入汚泥)分だけではなく、+α分の影響によって有効利用出来なくなった分も含め貴市へ請求できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
44	処理対象汚泥	20	第2	2-4	6-1		対象汚泥	「各送泥管の洗浄は、1連につき、3～6か月に1回、1週間/回程度の頻度」とあります。 具体的な管洗浄時期・期間を直近5年程度お示しいただけますでしょうか。	参加表明書を記載した事業者を対象に配付とします。別紙「資料配付申込書(追加)」を提出してください。	
45	汚泥性状	21	第2	2-4	6-1		汚泥性状	「本事業期間中の主な予測汚泥性状の変動幅は・・・に示す。」とあります。 また、要求水準書(案)第1回質問回答No.105より、「事業者の提案する施設能力の範囲内の場合は・・・また、要求水準書(案)2-4-6処理対象汚泥に示す汚泥性状が範囲を外れる場合は、別途協議の上、大阪市の負担とします。」とあります。 提示いただいた将来予測と今後の実績が異なり、事業者の提案する施設能力を超え処理できない場合は、別途協議の上、貴市にてご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
46	汚泥性状	21	第2	4	6	3	汚泥性状	汚泥性状について、設備保護のため、砂分の多い汚泥は送泥されないよう協力願います。砂分の多い汚泥が送泥されて来た場合、その処理については、協議できるものと考えてよろしいでしょうか。希釈等を実施し、処理場側へ返送することや、産廃処分(有償)は可能でしょうか。	ご理解のとおりですが、砂分の多い汚泥の処理については協議とします。	
47	景観への配慮	25	第2	4	8	3	景観等への配慮	「大阪市景観計画及び関連法令等を遵守し、～」とありますが、平野下水処理場は上記規制における一般区域であり、その景観形成基準を遵守するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)			
48	統括管理業務	26	第2	2-4	10		(1)	統括責任者の配置	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.161で回答いただいた通り、オ「設計・建設業務における統括責任者については変更しないことが望ましいが、市の承諾の下、認めることがある。」とあります。建設期間中から維持管理運営期間に移行する時期の変更については認められると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
49	統括管理業務	26	第2	2-4	10		(1)	統括管理責任者の配置	「ア 本施設に、建設期間の開始から維持管理期間・運営期間の終了までの間、常駐(平日昼間を基本とする)かつ専任できる者」とあります。「建設期間の開始」の位置付けとして、設計期間は除外し、現場作業開始時期からという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	土質条件等	26	第2	2-4	9			土質条件等	「設計を実施する前に現地の測量調査を行うこと」とあります。調査対象は以下の通りと考えてよろしいでしょうか。 ・平野下水処理場の本事業計画地 ・此花下水処理場にて脱水分離液処理施設を建設する場合の本事業計画地(送水ポンプ更新用地は対象外)	測量調査については、事業者の提案とします。
51	要求水準書	26	第2	4	10		1	統括管理責任者の配置	統括管理責任者は、建設期間と維持管理・運営期間で変更可能との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	要求水準書	26	第2	4	10		1	統括管理責任者の配置	「また、統括管理責任者は、構成員に直接されたSPCの従業員であり、執行役員でないこととする。」とありますが、構成員(構成企業)の執行役員ではないという理解でよろしいでしょうか。	SPCの執行役員でないこととします。
53	自主的環境影響調査	30	第3	1	2		2	自主的環境影響調査	事後調査も必要でしょうか。	要求水準書(案)3-1-5 建設に関する一般事項(11)自主環境影響評価の事後評価(P34)及び4-3 維持管理・運営の要求水準(11)自主環境影響評価の事後調査(P68)にお示しするとおりとします。
54	設計業務及び建設業務に関する機能的要件	30	第3	3-1	3-1-3			設計業務及び建設業務に関する機能的要件	設計・建設業務の実施に際しては、既存施設への影響を最小限となる段階的整備計画及び施工計画とする事とありますが、各所室の稼働状況がわかる資料を開示ください。	すべての各所室は稼働しています。
55	資材置き場等	31	第3	1	3			設計業務及び建設業務に関する機能的要件	舞洲スラッジセンターの敷地屋外に維持管理上支障のないスペースがある場合は、そのスペースを資材置き場、仮設事務所用地として活用してよろしいでしょうか。また舞洲スラッジセンターの常時使用していない部屋(会議室)等を工事事務所の一部として活用することは可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
56	設計に関する一般事項	31	第3	3-1	3			基本設計詳細設計	「設計・建設業務の実施に際しては、既存施設への影響を最小限となる段階的整備計画及び施工計画とすること」とあります。各所室の使用未使用等の状況がわかる資料を開示ください。修繕計画立案においても活用させていただきたいと考えております。	すべての各所室は稼働しています。
57	設計に関する一般事項	31	第3	3-1	4		(2)(3)	基本設計詳細設計	基本設計および詳細設計図書を提出しますが、施設設計は事業者の提案によるものであり貴市のご承諾は不要と考えてよろしいでしょうか。	事業者で維持管理・運営を実施するものは、ご理解のとおりです。
58	設計に関する一般事項	31	第3	3-1	4		(4)	設計業務体制	「設計業務全体を統括する管理責任者」は、2-4-10に示す「統括管理責任者」とは異なるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	設計に関する一般事項	31	第3	3-1	4		(4)	設計業務体制	「設計業務全体を統括する管理責任者」は設計担当者を兼任してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	設計に関する一般事項	31	第3	3-1	4		(4)	設計業務体制	「設計業務全体を統括する管理責任者」の配置について、人数・配置場所は事業者提案という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	設計に関する一般事項	32	第3	3-1	4		(6)	着手時の提出図書及び設計図書	②基本設計業務完了時の提出書類等に「鳥観図」の記載があります。鳥観図の提出対象施設は以下の通りと考えてよろしいでしょうか。 ・平野下水処理場に建設する本事業の建設物 ・此花下水処理場にて脱水分離液処理施設を建設する場合の本事業の建設物(送水ポンプ更新用地は対象外)	ご理解のとおりです。
62	建設業務体制について	33	第3	1	5		3	建設業務体制	「工事の施工の技術上の管理をつかさどる機械器具設置工事、または、水道施設工事に係わる監理技術者を配置すること」とありますが、建設業法上配置する監理技術者・現場代理人との兼任は可能でしょうか。	建設業法など関係法令に従い、事業者の責で事業を実施してください。
63	施工時間について	34	第3	1	5		10	工事の施工時間	土曜、日曜、祝日の昼間に工事することは可能でしょうか。	要求水準書3-1-5 建設に関する一般事項 (10)工事の施工時間にお示しするとおりとします。
64	工事業務着手時の提出書類について	34	第3	1	5		12	着手時の提出図書及び完成図書	下請負届(施工体制台帳)は、建設業法にかかる建設工事の下請負契約を結んだ時点で提出するものとし、調査業務(地質調査、測量調査)等、建設業法に関わらない下請契約は対象外ということでよろしいでしょうか。	建設業法など関係法令に従い、事業者の責で事業を実施してください。
65	建設に関する一般事項	34	第3	3-1	5		(10)	工事の施工時間	建設期間において、休日指定の切替作業、他責による工程遅延の挽回他、様々は休日作業のケースを想定します。休日作業については、協議の上、可能と考えてよろしいでしょうか。	要求水準書3-1-5 建設に関する一般事項 (10)工事の施工時間にお示しするとおりです。
66	建設に関する一般事項	34	第3	3-1	5		(11)	自主環境影響評価の事後調査	自主環境影響評価の事後調査の提出は、最後に完成した施設の引渡し後という認識でよろしいでしょうか。	要求水準書(案)3-1-5 建設に関する一般事項(11)自主環境影響評価の事後評価(P34)及び4-3 維持管理・運営の要求水準(11)自主環境影響評価の事後調査(P68)にお示しするとおりとし、都度、事後評価の報告書を提出していただきます。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)			
67	建設に関する一般事項	34	第3	3-1	5		(9)	建設中の見学対応	「建設期間中の既存施設の見学対応は市が行うものとするが、～、見学対応の協力は行うものとする。」とあります。 見学者への安全管理面を考慮した見学ルートについては、事業者側にて策定するという認識でよろしいでしょうか。 また、見学の導線や安全対策は事業者が策定したルールに準拠して行われるものとし、見学時において貴市職員や見学者がルールを守らず発生した事故(ケガ)等に関しては、事業者には一切責任はないものとし、また、それに対してのルールや安全対策の見直しは事業者側に含まれないものと考えます。	ご理解のとおりです。
68	上水使用料金の支払方法について	36	第3	1	6	1	2	上水に関する条件	「使用量に応じて市より有償にて提供する」とありますが、事業者から市への支払方法についてご教示ください。	事業契約書(案)別紙3 第2章3(イ)に記載のとおり、毎月市の請求に基づき市へお支払いいただきます。
69	取合等に関する条件	36	第3	3-1	6	1	(1)	消化汚泥受入に関する条件	事業範囲として「事業者の事業範囲は、既設送泥管の敷設されている地下管廊内から舞洲スラッジセンター敷地内とする。」とあります。 また要求水準書別紙第7章5. § 1(1)送受泥施設にはピグ回収装置関係の設備(既設流用)で運転管理、保守管理、修繕に"○"があります。 送泥管の維持管理(清掃含む)とピグ洗浄時の操作(含む回収)は事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	送泥管の維持管理(清掃含む)は、本事業範囲に含まれます。ピグ洗浄時の操作(回収)は、本事業範囲外となります。
70	取合等に関する条件	36	第3	3-1	6	1	(1)	消化汚泥受入に関する条件	地下管廊内の配管の維持管理・運営の範囲として、修繕は事業範囲内、改築は貴市殿の範囲との理解ですが、管廊内には立坑部の配管も含まれます。 修繕する際は、安全対策の観点からも仮設費等(足場、換気設備等)が膨大になることが想定されます。このようなケースは別途貴市殿と協議とさせていただけないでしょうか。(再生水配管、脱水分離液系返流水管も同様)	ご理解のとおりです。
71	工業用水使用料金の支払方法について	37	第3	1	6	1	2	工業用水に関する条件	「使用量に応じて市より有償にて提供する」とありますが、事業者から市への支払方法についてご教示ください。	質問No.68の回答を参照ください。
72	取合等に関する条件	37	第3	3-1	6	1	(1)	用水に関する条件	③再生水に関する条件に「維持管理上停止することもあることに留意する」とあります。 具体的な停止時期・期間を直近5年程度お示しいただけますでしょうか。	参加表明書を記載した事業者を対象に配付とします。別紙「資料配付申込書(追加)」を提出してください。
73	取合等に関する条件	37	第3	3-1	6	1	(1)	用水に関する条件	③再生水に関する条件について、事業者以外の責により再生水の供給が長期にわたり停止する場合、代替として工水を使用する場合のユーティリティ費や、汚泥処理を継続するために必要な仮設工事等は、本事業の範囲外、または本事業にて実施し別途費用清算いただくと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	取合等に関する条件	37	第3	3-1	6	1	(1)	用水に関する条件	③再生水に関する条件にある維持管理上の停止期間が長時間にわたる場合、舞洲スラッジセンターの汚泥処理運用が滞る可能性があります。 この場合、事業者の提案において、此花下水処理場から二次処理水の送水ラインを設置し、舞洲スラッジセンター向けの再生水管を切り替えて給水することはお認めいただけますでしょうか。	舞洲スラッジセンターへ二次処理水の送水は、想定しておりません。
75	一般排水系返流水	38	第3	1	6	1	3	舞洲スラッジセンター	送泥管洗浄時の排水や脱水機洗浄排水については、一般排水系返流水としてよろしいでしょうか。	一般排水系返流水とすることも可能とします。
76	要求水準書	40	第3	1	6	1	(5)	(舞洲)都市ガスに関する条件	「建設期間中は…市より有償にて提供する。」とありますが、建設期間中においては会計主体が貴市であるため、既設ガスメーターの二次側から分岐して都市ガスを使用するという理解でよろしいでしょうか。また、本件に関しましてガス会社との協議は済んでおりますでしょうか。	ご理解のとおりですが、ガス会社との協議は行っておりません。
77	都市ガス使用料金の支払方法について	40	第3	1	6	1	5	都市ガスに関する条件	「使用量に応じて市より有償にて提供する」とありますが、事業者から市への支払方法についてご教示ください。	質問No.68の回答を参照ください。
78	取合等に関する条件	40	第3	3-1	6	1	(5)	都市ガスに関する条件	「建設期間中は、市が都市ガスの契約者となるので、事業者において使用量が計量できる設備を設置し、使用量に応じて市より有償にて提供する」とあります。 料金支払いにあたり、事業契約書(案)別紙P11に記載の「入札価格算定に用いる市からの供給単価」の表にある「都市ガス46.04円/m <sup>3</sup> 」からの変動の可能性があるものの、基本料金の支払いは免除いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	市からの供給単価には、基本料金を含んでおります。
79	取合等に関する条件	40	第3	3-1	6	1	(5)	都市ガスに関する条件	「建設期間中は、市が都市ガスの契約者となるので、事業者において使用量が計量できる設備を設置し、使用量に応じて市より有償にて提供する」とあります。 既設自家発電設備は都市ガスを使用しておりますが、再構築にて更新する自家発電設備の検討結果、都市ガスを使用しない場合、都市ガスの使用停止の貴市へ通知時期をご提示願います。	自家発電設備に都市ガスを使用しない場合に都市ガスを停止する時期は、事業者の提案とします。
80	電気料金の支払方法について	41	第3	1	6	1	6	供給電力に関する条件	「市に電気料金を支払う」とありますが、事業者から市への支払方法についてご教示ください。	質問No.68の回答を参照ください。
81	取合等に関する条件	41	第3	3-1	6	1	(6)	供給電力に関する条件	「建設期間中に本市の電力を使用する場合は、電力量計を設置し、市に電気料金を支払う」とあります。 料金支払いにあたり、事業契約書(案)別紙P11に記載の「入札価格算定に用いる市からの供給単価」の表にある「電力13.03円/kwh」からの変動の可能性があるものの、基本料金の支払いは免除いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	市からの供給単価には、基本料金を含んでおります。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)			
82	要求水準書	42	3	1	6	2	4	上水に関する条件	此花下水処理場における建設期間中維持管理・運営についての上水の取合条件に関する記載がありませんが、舞洲同様「建設期間中は、市が上水の契約者となるため、事業者において使用量が計量できる設備を設置し、使用量に応じて市より有償にて提供する。」という認識でよろしいでしょうか。	上水については、事業者の準備とします。
83	要求水準書	42	第3	1	6	2	5	供給電力に関する条件	此花下水処理場における建設期間中維持管理・運営についての供給電力の取合条件に関する記載がありませんが、舞洲同様「建設期間中に本市の電力を使用する場合は、電力量計を設置し、市に電気料金を支払う。」という認識でよろしいでしょうか。	電力については、事業者の準備とします。
84	要求水準書	43	第3	1	6	3		消化汚泥受入に関する条件	平野下水処理場において、工事期間中に既設汚泥供給ポンプを更新後、事業開始まで更新したポンプでの既設脱水機への汚泥供給が必要となります。信号取合いは端子箱取合いとし、電気工事については別途工事という理解で宜しいでしょうか。	汚泥供給ポンプの更新に伴う操作盤及び操作盤から二次側の電気設備工事は本事業に含まれますが、機能追加工事は、市が行います。
85	要求水準書	43	第3	1	6	3		平野下水処理場における取合い条件	p.14 表2-6の他、p.43において「注1）送受泥ポンプは、事業者が改築を行い、市が維持管理・運営を行う。」とありますが今回、送受泥ポンプから直接脱水機への汚泥投入を考えており、事業者にて維持管理・運営を行いたいと考えておりますが、そのような提案は可能でしょうか。	送受泥ポンプから直接、本事業への送泥は想定しておりません。
86	要求水準書	44	第3	1	6	3	4	上水に関する条件	平野下水処理場における建設期間中維持管理・運営についての上水の取合条件に関する記載がありませんが、舞洲同様「建設期間中は、市が上水の契約者となるため、事業者において使用量が計量できる設備を設置し、使用量に応じて市より有償にて提供する。」という認識でよろしいでしょうか。	上水については、事業者の準備とします。
87	要求水準書	47	第3	1	6	3		供給電力に関する条件	電気事業者や通信業やから引き込む電力配線や通信配線の場内配線の施工方法（架空または埋設）は事業者で決めて良いと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	要求水準書	47	第3	1	6	3	(8)	(平野)都市ガスに関する条件	「都市ガスは、事業者が直接供給事業体と契約し、施設まで引き込むこと。」とあります。一方、事業契約書(案)別紙3(11ページ)においては建設期間中の都市ガスは市から供給されるものとして単価が設定されております。上記のことから、建設期間中においては会計主体が貴市であるため、既設溶融炉ガスメーターの二次側から分岐して都市ガスを使用するという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、ガス会社との協議は済んでおりますでしょうか。	要求水準書にお示しするとおりとします。事業契約書(案)別紙(修正版)をご確認ください。
89	要求水準書	47	第3	1	6	3	(9)	(平野)供給電力に関する条件	「施設運転に必要な電力は…調達・使用するものとする。」とあります。一方、事業契約書(案)別紙3(11ページ)においては建設期間中の電力は市から供給されるものとして単価が設定されております。上記のことから、建設期間中においては会計主体が貴市であるため、既設受変電盤から分岐して電力を使用するという理解でよろしいでしょうか。その場合の、受変電盤の繋ぎ込みおよび配線工事は貴市にて実施いただけるという理解で宜しいでしょうか。	要求水準書にお示しするとおりとします。事業契約書(案)別紙(修正版)をご確認ください。
90	要求水準書	47	第3	1	6	3	(9)	(平野)供給電力に関する条件	上記の通り、建設期間中において既設受変電盤から分岐して電力を使用する場合は、試運転期間において既設溶融炉または炭化施設+新炉の電源が必要になります。その場合、必要であれば貴市にて契約変更を電力会社と協議頂けるという理解で宜しいでしょうか。	要求水準書にお示しするとおりとします。事業契約書(案)別紙(修正版)をご確認ください。
91	要求水準書	47	第3	1	6	3	8	都市ガスに関する条件	平野下水処理場における建設期間中維持管理・運営についての都市ガスの取合条件に関する記載がありませんが、舞洲同様「建設期間中は、市が都市ガスの契約となるので、事業者において使用量が計量できる設備を設置し、使用量に応じて市より有償にて提供する。」という認識でよろしいでしょうか。	都市ガスについては、事業者の準備とします。
92	要求水準書	47	第3	1	6	3	9	供給電力に関する条件	平野下水処理場における建設期間中維持管理・運営についての供給電力の取合条件に関する記載がありませんが、舞洲同様「建設期間中に本市の電力を使用する場合は、電力量計を設置し、市に電気料金を支払う。」という認識でよろしいでしょうか。	電力については、事業者の準備とします。
93	設備の撤去	47	第3	1	7	1	2	撤去に関する条件	着工時に撤去可能な設備について、共通設備などの他設備への影響は、号機により異なりますか？その場合、相違点をご教示下さい。	共通設備などの他設備への影響は、事業者にて確認のうえ、実施とします。
94	撤去対象外設備の稼働状況	47	第3	1	7	1	2	撤去に関する条件	供用開始した能力に応じた撤去対象を検討するにあたり、建設期間の定期修繕計画をご提示下さい。	既設設備の定期修繕の時期と期間、対象台数は、当該年度の前年度に市域全体の汚泥処理を調整の上、決定しており、提示できません。
95	取合等に関する条件	47	第3	3-1	6	3	(9)	供給電力に関する条件	「施設運転に必要な電力は、事業者の責任と負担において電気事業者と契約し…」とあります。一事業所で複数契約が出来ない可能性があります。その場合は市の受電箇所から分岐し、電力計で管理して運用する型式でよろしいでしょうか。	電力については、事業者の準備とします。
96	取合等に関する条件	47	第3	3-1	6	3	(9)	供給電力に関する条件	「施設運転に必要な電力は、事業者の責任と負担において電気事業者と契約し…」とあります。電力会社への問合せに必要な情報「供給地点特定番号」を公開可能と考えてよろしいでしょうか。	今回の事業は、新規事業(処理場とは別の事業用地)となるため、既契約の「供給地点特定番号」の公開は不要と考えます。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)			
97	取合等に関する条件	47	第3	3-1	7-1	1	(1)	撤去に関する条件	貴市資産である建築・土木設備への影響を最小限にするために脱水分離液前処理設備は可能な限り既設用地を流用したく考えます。 「表3-22既存設備の撤去に関する条件」には、脱水分離液前処理設備の撤去に関する記載がありませんが、脱水分離液前処理設備の撤去更新は、事業者提案により下水処理に支障を来さない内容であれば、特に条件なく撤去更新が可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
98	要求水準書	48	第3	1	7	2		撤去範囲	事前調査では確認出来なかった既設電気設備の埋設ケーブル等が確認された場合は、貴市の所掌にて撤去いただけるという理解で宜しいでしょうか。	事前調査で埋設ケーブル等が確認された場合は、本事業範囲としますが、これに要する費用については、協議とします。
99	既存障害物	48	第3	1	7	2		撤去範囲	既存施設で本事業で支障となる既存の各施設について、本事業で支障にならない基礎・杭等は残置できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	(2) 脱水分離液処理施設	49	第3	2	1	1	2	適切な処理水質について	「配管の腐食やスケールが発生させないように適切な処理水質で送水する」とありますが、適切な水質は表3-24 に示される要求水質を遵守することという理解となりますでしょうか。腐食やスケールの発生に、処理を行った脱水分離液の水質が影響を与えていないことを示すために必要な項目があれば、その項目と要求水準の提示をお願いいたします。	ご理解のとおりです。配管の腐食やスケールが発生については、事業者が選定する薬品などに影響されるため、水質管理項目及び管理水準は事業者の提案とします。
101	性能に関する要求水準	49	第3	3-2	1-1	1	①	此花下水処理場長時間曝気流入水の要求水準	表3-24に示される長時間曝気流入水の要求水質のT-Nについて「240mg/L以下かつ除去率80%以上(備考:流入T-N1200mg/Lの時)」とあります。 対して要求水準書p23表2-10の舞洲スラッジセンターの脱水分離液T-Nの変動幅は最大1400mg/L～最小780mg/Lと提示されています。 流入水質が1200mg/Lを超過する場合、または1200mg/L未満となる場合は「除去率80%以上」が要求水質となる理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	性能に関する要求水準	49	第3	3-2	1-1	1	①	SS,T-N,T-P濃度の測定方法	ア項に記載の毎日測定する水質分析に関しては計量証明書は不要であり、分析するサンプルはコンポジットである必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
103	性能に関する要求水準	49	第3	3-2	1-1	1	①	SS,T-N,T-P濃度の測定方法	アに示される「事業者提案の測定方法により行う水質測定」は状態監視であり、要求水準の履行確認はイで示される「下水試験方法に基づく週1回以上の水質分析による計量証明書での報告」により行うという理解でよろしいでしょうか。 ただし、要求水準にある通り、アにおいても要求水準に定める値を超過した場合、貴市への報告を行うものとします。	ご理解のとおりです。
104	性能に関する要求水準	50	第3	3-2	1-1	1	③	要求水準の免除	要求水準書p23「表2-10 脱水分離液性状の変動幅」に示される範囲を逸脱した場合も要求水準の免除の条件となると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
105	要求水準書	51	第3	2	1-1	2	(2)	平野下水処理場における取合い条件	平野脱水ケーキ含水率78%以上になることについて「※一時的な変動幅は、固形燃料化事業の要求水準で示した変動幅を超えない事(75～82%)」とありますが、「一時的」の期間について協議に応じていただけるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
106	性能に関する要求水準	51	第3	3-2	1-1	2	(2)	汚泥燃料化事業への脱水汚泥供給	表3-25に示す既設燃料化炉への脱水汚泥供給条件について、強熱減量および高位発熱量は流入性状によるものであり、この性状範囲を逸脱する汚泥処理については、別途協議と考えてよろしいでしょうか。 また、既設燃料化炉にて受入ができない場合において、本事業にて資源化を行う協議を経て、本事業にて処理を行うこととなれば、処理に必要なサービス対価を受けられるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
107	要求水準書	51	第3	3-2	6	3	1	取合等に関する条件	既設の送泥ポンプを改築し、事業者が提案する受泥槽にて受け入れるとありますが、送受泥設備側に設置する送受泥ポンプを汚泥供給ポンプとして設置し、脱水機へ直接汚泥供給する場合、受泥槽の設置は不要と考えて宜しいでしょうか。	送受泥ポンプから直接、本事業への送泥は想定しておりません。
108	要求水準書	51	第3	3-2	1-1	2	3	取合等に関する条件	脱水分離液を東池反応槽分配槽及び南池反応槽分配槽に送水する場合、既設脱水分離液処理施設の処理水槽を経由させて送水するものと考えて宜しいでしょうか。 分配槽へ直接送水する場合、自然流下では送水できない可能性を懸念しております。	既設脱水分離液処理施設の処理水槽を経由するか、事業者が必要な送水設備を設置するものとします。
109	要求水準書	52	第3	2	1-3		(1)	下水汚泥の有効利用	資源化物の受入条件を一時的に満足しない場合、提案の有効利用以外の処理方法を視野にいたした協議をしていただけるという理解で宜しいでしょうか。	市から供給した汚泥性状が要求水準書にお示しする範囲を逸脱している場合は、ご理解のとおりです。
110	性能に関する要求水準	52	第3	3-2	1-1	2	②	T-N濃度の測定方法	②「処理性能要求水準:常にT-N除去率80%以上」とあります。 これは週1回以上実施する水質分析結果が満たすという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
111	性能に関する要求水準	52	第3	3-2	1-1	2	②	T-N濃度の測定方法	「水質測定は、毎日測定を行い、～、報告を行う。」とあります。 毎日の定義は平日(月～金曜日・祝日除く)という理解でよろしいでしょうか。	毎日測定するものとします。
112	下水汚泥の有効利用	52	第3	3-2	3			排出事業者について	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No292で回答いただいた通り、有効利用する処分費は事業者側負担で、排出事業者は貴市との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)			
113	性能に関する要求水準	52	第3	3-3	1-2	3	④	要求水準の免除	要求水準書p23「表2-10 脱水分離液性状の変動幅」に示される範囲を逸脱した場合も、要求水準の免除の条件となるとの理解でよろしいでしょうか。 また、要求水準書p20 2-4-6-1対象汚泥の項目で「汚泥管の管内洗浄時は、未消化の汚泥と消化汚泥の混合汚泥を処理対象とする場合がある」とあり、混合汚泥の脱水分離液は「表2-10 脱水分離液性状の変動幅」を逸脱する可能性が高いものと考えます。 要求水準で示される汚泥量・汚泥性状・脱水分離液性状の範囲を逸脱する場合は、要求水準の免除の可否を協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	市より送泥する汚泥性状に起因して、要求水準書にお示しする脱水分離液性状の変動幅を逸脱した場合は、ご理解のとおりです。また、要求水準書に示す汚泥量・汚泥性状については、ご理解のとおりです。
114	温室効果ガスの削減	53	第3	2	1	5		温室効果ガスの削減	貴市の下水道における低炭素化の取組は、2019年8月に温室効果ガス排出量の推移とともに公表されています。直近までの排出量の推移を具体的数値とともに配布資料として頂くようお願いいたします。	参加表明書を記載した事業者を対象に配付とします。別紙「資料配付申込書(追加)」を提出してください。
115	施設全般に関する要求水準	54	第3	2	2			配管・配線等	施設の機械配管・ダクトやサポート、ケーブルラック、点検架台は、劣化状況や構造上の基準・安全を事業者の責任において維持管理することを前提に既設流用可能としますが具体的な判断基準があればご教示ください。	判断基準を含め事業者の責任で再利用することとします。
116	設備全般に関する要求水準	54	第3	3-2	2		(1)	配置計画	「舞洲スラッジセンターにおいては、本事業で改築する配置計画を行うにあたり、次期の改築スペースを考慮する」とあります。 次期の改築スペースをどの程度考慮すればよろしいかご教示ください。 また、貴市より提示された次期の改築スペースが、事業者の提案する改築範囲と重複する場合、本事業の改築・更新期間、さらには提案価格にも影響が出る可能性が高くなります。この場合は、本事業の遂行が優先され、貴市より提示される次期の改築スペースは柔軟に変更していただけるよう配慮願います。	改築スペースは、要求水準書にお示しする汚泥量よりご判断ください。改築スペースも含めて事業者の提案となります。
117	設備全般に関する要求水準	54	第3	3-2	2		(6)	計量機器	「毎日測定できる計量設備」とありますが、計量設備とは計測器だけでなく、パックテストのような簡易分析キットも含まれるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	設備全般に関する要求水準	54	第3	3-2	2		(6)	計量機器	「※のついた計量項目に用いる計量器は、構造及び検査等について計量法に準じた設備とすること」とあります。 排出ガス濃度については、大阪府環境局様ご発行の「届け出のしおり」(ばい煙・ばいじん)P20 3項ばい煙等の測定義務一覧表に記載の測定義務を履行するために必要な測定機器は計量法に準ずる計量器を用い、維持管理に使用する連続分析計はこれに該当しないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
119	市のモニタリングについて	55	第3	2	2		6	計量機器 <small>コ</small> 其他市のモニタリングに必要な項目	市が実施するモニタリングについて、「要求水準書(案)に対する質問(第1回)回答」にて、「要求水準に示す以外は、事業者提案によります。」とご回答頂いております。市との定例協議開催や報告頻度等についても、事業者で提案した内容に沿って、市側も実施頂くという理解でよろしいでしょうか。	定例協議や報告の頻度にもよりますが、ご理解のとおりです。
120	機械設備に関する要求事項	56	第3	3-2	3	1	(1)	再生水送水ポンプ設備 <small>(此花下水処理場)</small>	今回事業で改築する範囲として「配管(処理水槽からポンプまでの吸込管及びポンプからポンプ室内の吐出管)」とあります。 3-2-2(5)の記載の「劣化状況や構造上の基準・安全を事業者の責任において維持管理する」対象外ですが、切替工事による既設汚泥処理運用への影響を最小化するために既設流用可能と考えてよろしいでしょうか。	既設流用は不可とし、本事業にて改築更新が必要です。
121	機械設備に関する要求事項	56	第3	3-2	3	1	(1)	再生水送水ポンプ設備 <small>(此花下水処理場)</small>	「既設ポンプ設備、配管、操作盤を今回事業で改築する」とあります。操作盤とは再生水送水設備の操作盤を指し、此花下水処理場の監視制御設備の機能追加は本事業の対象外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
122	電気設備に関する要求水準	57	第3	2	4	1	1	電気設備	施設運転に必要な電力は、事業者の責任と負担において電気事業者と契約し、必要となる施設を整備して、調達・使用するものとしますが事業提案書提出前に協議を行うことは可能でしょうか。	事業者責任での対応とします。
123	試運転の電気料金	57	第3	2	4	1	1	電気設備に関する要求水準	「施設運転に必要な電力は、事業者の責任と負担において」との記載がありますが、運用前の試運転などに使用する電力料金も事業者負担となりますでしょうか？	ご理解のとおりです。
124	電気設備に関する要求事項	57	第3	3-2	4	1	(2)	既設太陽光発電設備との系統連系	既設太陽光発電設備による発電電力を使用することで削減する電力量について、事業提案用の一律減算値をご提示ください。	一律減算値の提示の予定はありません。事業者の提案とします。
125	電気設備に関する要求事項	58	第3	3-2	4	1	(3)	信号等取合盤	既設送泥監視システムとの取り合いが生じる場合については、今回対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
126	要求水準書	60	第3	2	4	2		配線系統図	既設設備との信号等取り合い盤の設置場所は1か所(電気室)との理解で宜しいでしょうか？ また、この信号取合盤への既設設備からの取込および繋ぎ込み、既設改造(ソフトを含む)は貴市所掌にて実施いただけるという理解で宜しいでしょうか。	事業者提案により変動する可能性があります。信号取合盤への既設設備からの取込および繋ぎ込み、既設改造(ソフトを含む)はご理解のとおりです。
127	要求水準書	60	第3	2	4	2		配線系統図	既設脱水分離液処理施設設備に関する監視設備・建築付帯電気・自火報設備等の移設に伴い既設処置(離線等)については貴市所掌との理解で宜しいでしょうか。	事業者範囲ですが、既設盤の改造が必要な場合は、改造については、本事業の範囲外とします。
128	要求水準書	60	第3	2	4	2		配線系統図	既設脱水分離液処理施設設備に関する建築付帯電気・自火報設備等の移設に伴う既設側の官公庁届出変更については貴市にて実施いただけるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)			
129	建築物に関する要求水準事項	61	第3	3-2	5	1	(1)	構造等に関する性能	当初建設時の構造計算等の設計条件と本事業における設計条件が異なる場合は、別途協議に応じていただくと考えてよろしいでしょうか。また、別途協議の結果、既設建築物の構造部材の改造費用が発生する場合は、貴市にて別途費用精算いただくと考えてよろしいでしょうか。	当初建設時の構造計算等の設計条件と本事業における設計条件が異なる場合の補強は、本事業の範囲とします。
130	建築物に関する要求水準事項	61	第3	3-2	5	1	(2)	建築景観等に関する性能	エントランスホールに掲示物や展示物がある場合、エントランスホールの景観を損ねないことを理由に本事業ではその処分・清掃・更新を行わないものと考えてよろしいでしょうか。	エントランスホールの維持管理及び展示物の清掃は本事業範囲としますが、修繕(簡易な対応は除く)は、本事業の範囲外とします。
131	建築設備に関する要求水準事項	61	第3	3-2	5	1	(3)	建築機械・電気設備	空調設備の更新において、居室エリアの空調機も更新対象となっております。更新工事には在室者への影響が発生します。工事時において在室者を一時的に立ち入り制限などをさせていただくことは可能でしょうか。	工事着工前に協議を行うことを前提に可能とします。
132	建築物に関する要求水準事項	61	第3	3-2	5	1	(3)	建築機械・電気設備ウ消防用設備	「屋内消火栓設備は、ポンプユニットは改築するが、屋内消火栓箱は改築対象としない。」とあります。関連機関への変更等の申請は、貴市からの委任により、事業者が実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	建築設備に関する要求水準事項	61	第3	3-2	5	1	(3)	建築機械・電気設備	「建築機械のダクトは事業者の責において再利用を可能とする」とあります。吹き出し口、空調機の冷媒配管やガス配管、蒸気配管、冷水配管等の各種配管類についても再利用可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	法令確認	62	第3	2	5	3		建築物に関する要求水準	遵守すべき法令に関して提案作成の際に確認が必要な事項を貴市関係各課に協議することは可能でしょうか。	事業者責任での対応とします。
135	要求水準書	62	第3	2	5	3	(2)	建設物に関する要求水準	平野処理場建築構造物は地下水槽を設ける場合は、地下水槽を土木構造物とし地上部以上は建築指針に基づくという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
136	法令確認	62	第3	2	5	3	1	敷地境界変更に伴う法令対応	敷地の再設定について、敷地図・地積測量図は貴市から提供があるものと考えてよろしいでしょうか。	敷地の再設定は、本事業の範囲とします。敷地図・地積測量図の提供については、ご理解のとおりです。
137	法令確認	62	第3	2	5	3	1		既存建築物は適法(既存不適格を含む)であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
138	建築物に関する要求水準事項	62	第3	3-2	5	2	(2)	浸水防除に関する性能	本項は此花下水処理場に脱水分離液処理施設を設置する場合の要求性能であり、再生水送水設備の更新に関しては既存の急速ろ過施設への浸水防除機能の付加は本事業範囲に含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	要求水準書	63	第3	2	5	3	(2)	建設物に関する要求水準	建築設備申請を考慮すると建設工程が遅れることとなりR10年度事業開始が困難になる可能性があると思慮致します。また、建築物以外にも騒音・臭気対応を行うとし、建屋不要として頂くことをご検討頂けないでしょうか。	建設物については、要求水準書にお示しするとおりとします。
140	要求水準書	63	第3	2	5	3	(3)	建設物に関する要求水準	浸水予防工OP+7.5mとありますが、対策内容については事業者提案と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	平野下水処理場における土壌汚染調査	64	第3	2	6	2	3	平野下水処理場における土壌汚染調査	以下の資料がありましたらご提示ください。 ・水質汚濁防止法に関する届出書 ・全ての汚染土壌報告書及び地歴調査資料	参加表明書を記載した事業者を対象に配付とします。別紙「資料配付申込書(追加)」を提出してください。
142	平野下水処理場における土壌汚染調査	64	第3	2	6	2	3	平野下水処理場における土壌汚染調査	平野下水処理場は、有害物質使用特定施設が設置されている土地でしょうか。また、当該地では現在、特定有害物質の使用はありますか。	平野下水処理場は、有害物質使用特定施設が設置されていた土地です。現在、特定有害物質の使用はありません。
143	試運転及び性能試験に関する要求水準	65	第3	3-3				—	試運転及び性能試験の期間は提案者の計画や試運転の進捗等を考慮し設定してよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
144	試運転及び性能試験に関する要求水準	65	第3	3-3				—	「試運転及び性能試験中の消化汚泥・再生水は、市が供給する」とあります。新設する脱水分離液処理施設の立上げ期間中、立上げに必要な量の脱水分離液を分取させていただきたく存じます。残りの脱水分離液は既存の脱水分離液処理施設で無償で処理いただくと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、本市の施設で処理する場合については、要求水準書にお示しする既存脱水分離液施設における流入条件を満足していただくこととなります。
145	維持管理・運営の範囲等	67	第4	4-1				維持管理・運営開始の条件	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.361で回答いただいた通り、本業務範囲において事業者の判断で業務を委託することは可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	維持管理・運営の範囲等	67	第4	4-1			(2)	維持管理・運営開始の条件	「脱水機施設と脱水分離液処理施設は、原則として同時に維持管理・運営業務を開始する」とあります。両施設の試運転期間が異なる場合、以下の運用をお認めいただくと考えてよろしいでしょうか。 ・本事業脱水機施設より発生した脱水分離液の既設脱水分離液処理施設での処理 ・既設脱水機施設より発生した脱水分離液の本事業脱水分離液処理施設での処理	ご理解のとおりですが、本市の施設で処理する場合については、要求水準書にお示しする既存脱水分離液施設における流入条件を満足していただくこととなります。
147	維持管理・運営の要求水準	67	第4	4-3	(1)			運営業務	各種情報の収集方法については、クラウドなど外部のデータベースの活用は事業者の提案であり、認められるとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者が新設する監視装置とクラウドシステムの連動などについても認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)			
148	維持管理・運営の要求水準	67	第4	4-3	(1)		運營業務	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.368で回答いただいた通り、「本施設及び関連機器類の運転状態の監視、各機器類の制御及び操作」について、運転監視・操作の人数及び監視場所などの制限はなく、事業者提案との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
149	送泥量(消化汚泥量)	68	第4	3	3		維持管理・運営の要求水準	建設工事期間中の一定期間、舞洲への送泥を大野、海老江の汚泥のみとし、残りの汚泥を平野へ送泥し、既設設備にて処理することは可能でしょうか。特に平野にて、そういった処理が可能かご教示願います。可能な場合、連続した期間、そういった送泥が可能かご教示ください。舞洲スラッジセンターで改築方法(仮設設備の有無)の計画の参考としたいと考えます。	舞洲への送泥を大野、海老江の汚泥のみとし、残りの汚泥を平野へ送泥し、既設設備にて処理することは不可とします。要求水準書別紙 3.発生汚泥量と汚泥性状の実績と将来予測及び4.送泥ネットワークの輸送能力を参照ください。	
150	送泥ネットワーク	68	第4	3	3		維持管理・運営の要求水準	津守下水処理場からの送泥について、此花への送泥と住之江への送泥がありますが、同時に両方へ送泥することは可能でしょうか。どちらか一方への送泥しかできない場合、送泥時間に関する制約はありますでしょうか。例えば1日の内、1、2時間(短時間)だけ住之江へ送泥するなど可能でしょうか。その他、送泥に関する制約条件があればご教示ください。	津守から、此花と住之江に同時送泥をすることはできませんが、1日のうち、どちらか一方へ切り替えて送泥は可能です。ただし、事前に市との協議は必要です。	
151	要求水準書	68	第4	3		3	市及び包括業務委託受注者との連携	「包括業務委託受注者が、(中略)合意した年次修繕計画に基づき供給する。」とありますが、合意するにあたり、包括業務委託受注者、事業者、固形燃料化事業者による協議の場が設けられるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
152	要求水準書	68	第4	3		4	自主環境影響評価の事後調査	自主環境影響評価について、 ①具体的な業務内容についてご教示ください。 ②実施頻度、実施時期をご教示ください。	自主環境影響評価は、大阪市が定める環境影響評価技術指針(令和3年4月)に準拠し事業者にてご提案ください。なお、事後評価については、要求水準書(案)3-1-5 建設に関する一般事項(11)自主環境影響評価の事後評価(P34)及び4-3 維持管理・運営の要求水準(11)自主環境影響評価の事後調査(P68)にお示しするとおりとします。	
153	維持管理・運営の要求水準	68	第4	4-3	(2)		電気主任技術者の選任について	維持管理期間中は、SPCがみなし設置者となり電気主任技術者の選任申請等を行う、という理解でよろしいでしょうか。 また、経済産業省が公表している内規に則り、電気主任技術者はSPCから外部委託・外部選任可能という理解でよろしいでしょうか。	関係法令に従い、事業者の責任で実施してください。	
154	維持管理・運営の要求水準	68	第4	4-3	(2)		電気主任技術者の選任について	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.372で回答いただいた通り、電気主任技術者を選任とあります。 経済産業省への届け出は不要との理解でよろしいでしょうか。	必要に応じて届出が必要です。	
155	要求水準書	68	第4	4-3		(2)	電気設備保安全管理	電気主任技術者の選任について記載がありますが、設備規模が2000kw以下となった場合は、事業者を設置者とみなして、外部委託する事は可能という理解でよろしいでしょうか。	関係法令に従い、事業者の責任で実施してください。	
156	市及び包括業務委託受注者との連携	68	第4	4-3	(3)		市及び包括業務委託受注者との連携	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.373で回答いただいた通り、固形燃料化事業者及び本事業者の2者間では修繕計画、送泥計画などについて直接的な調整はなく、包括業務委託受注者にて調整いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	包括業務委託受注者が、送泥ネットワーク計画を取りまとめ、必要に応じて3者で協議を行い調整するものとします。	
157	市及び包括業務委託受注者との連携	68	第4	4-3	(3)		市及び包括業務委託受注者との連携	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.374で回答いただいた通り、包括業務委託受注者が各事業者と調整し合意した年次修繕計画について、貴市も合意した上で消化汚泥を供給すると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
158	電気設備保安全管理	68	第4	4	3	2	電気設備保安全管理	事業者にて電気主任技術者を選任することになっておりますが、保安業務は外部委託可能と考えてよろしいでしょうか。	関係法令に従い、事業者の責任で実施してください。	
159	建築にかかる点検・保守の対象施設	69	第4	3		5	維持管理業務	「本施設」とは舞洲スラッジセンター、平野下水処理場、此花下水処理場のことを指すのでしょうか。	ご理解のとおりです。	
160	舞洲スラッジセンター外壁点検の見積もりについて	69	第4	3		5	維持管理業務	「舞洲スラッジセンターの外壁の点検方法については市と協議すること。」とあり、要求水準書61頁(2)には「(舞洲スラッジセンター)の特殊なデザインの建物として著作権が発生しているため、外観を変えない計画とすること。」とありますので、外壁点検について特に注意すべき事項がありましたらご教示ください。 併せて、現状の点検方法の仕様についてご教示ください。	外観点検について特に注意すべき事項はありませんが、市のHPで公開している「市設建築物 定期点検マニュアル」をご確認ください。	
161	要求水準書	69	第4	3		6	修繕業務	平野下水処理場の脱水分離液処理施設が事業者の責めに依らず、修繕による機能維持が困難となった場合、汚泥脱水施設の運転が不可能になることも想定されます。 上記のような事象の場合、入札説明書等で定める事業者の責任の一部が免除されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
162	維持管理・運営の範囲等	69	第4	4-3		(5)	建築に関わる点検・保守	「事業者が提案する能力を維持できるよう、点検(日常点検、定期点検、法定点検)、整備を実施し、必要に応じて修繕等の措置を行い、安定した運転に努める。」とあります。 施設・機器の点検方法及び頻度、健全度の診断・評価方法は、事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)			
163	維持管理・運営の範囲等	69	第4	4-3			(5)	建築に関わる点検・保守	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.384,385で回答いただいた通り、建築基準法第12条に準ずる点検とは、資格者(1級建築士、2級建築士など)による点検が必要との理解であり、再委託による対応は可能との理解でよろしいでしょうか。 また、頻度、点検箇所、点検者は建築基準法12条及び関連する施行規則第5条、国土交通省訓示第282号に記載されている内容が必要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	維持管理・運営業務計画の策定	69	第4	4-3			(5)	建築にかかる点検・保守	本施設は建築基準法第12条に基づく定期点検の対象外ですので、点検結果の特定行政庁への報告は不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
165	維持管理・運営業務計画の策定	69	第4	4-3			(6)	修繕業務	要求水準書(案)に関する質問(第2回目)回答No.73で回答いただいた通り、70頁4-3(11)オには「舞洲スラッジセンターについては植栽、外構(噴水やベンチ等)についても著作権の対象となるため、樹種や位置も含め適切に維持管理すること」と明記されておりますが、対象箇所の修繕は本事業の対象外として理解してよろしいでしょうか。	対象箇所の修繕は、本事業の範囲とします。
166	修繕業務	69	第4	4-3			(6)	修繕業務	特別な外観の建築物のため、著作権に関する「景観」「デザイン」等、舞洲については著作権対象という特殊な条件があります。 修繕を行うにあたり、著作権に抵触するかの判断について、貴市と協議できるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
167	試験業務	69	第4	4-3			(7)	試験業務	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.393で回答いただいた通り、要求水準書別紙第7章11に示される分析項目の中に本事業対象外と想定される以下の項目は分析試験の対象外との理解でよろしいでしょうか。 ・活性汚泥試験全般 ・一般汚泥試験 余剰汚泥、沈殿池汚泥、濃縮汚泥、分離液、消化ガス、溶融スラグ、送泥汚泥 ※分離液とは濃縮分離液と想定しております。 また、消化汚泥とは本事業での受入汚泥との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
168	外構維持管理業務	70	第4	3	(11)			外構維持管理業務	本事業用地内の植栽の対象(樹種・数量・面積等)をご教示ください。また、現在の仕様(作業計画)および樹木台帳をご共有いただけますでしょうか。 ※配布資料番号8「舞洲スラッジセンター 緑地帯維持管理業務委託(2021)特記仕様書」では、剪定、施肥、薬剤散布等の階数が不明であるため、現在の作業内容をご教示ください。	参加表明書を記載した事業者を対象に配付とします。別紙「資料配付申込書(追加)」を提出してください。
169	外構維持管理業務	70	第4	3	(11)			外構維持管理業務	舞洲スラッジセンター内の植栽の対象の花卉の面積をご教示ください。	参加表明書を記載した事業者を対象に配付とします。別紙「資料配付申込書(追加)」を提出してください。
170	舞洲スラッジセンター外構維持管理業務の仕様について	70	第4	3			11	外構維持管理業務	「オ舞洲スラッジセンターについては植栽、外構(噴水やベンチ等)についても著作権の対象となるため、樹種や位置も含め適切に維持管理すること。」とあり、要求水準書61頁(2)には「(舞洲スラッジセンター)の特殊なデザインの建物として著作権が発生しているため、外観を変えない計画とすること。」とありますので、維持管理上で特に注意すべき事項がありましたらご教示ください。 併せて、現状の維持管理の仕様についてもご教示ください。	植栽・外構に関しては、樹種や配置について現状を維持することを前提とします。 現状の維持管理の仕様については、配付資料「8.舞洲スラッジセンター／平野下水処理場の緑地帯維持管理業務委託仕様書」を参照ください。
171	清掃業務	70	第4	4-3			(10)	清掃業務	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.398で回答いただいた通り、本事業用地内及び施設内の清掃方法、頻度等については、事業者提案と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
172	外構維持管理業務	70	第4	4-3			(11)	外構維持管理業務	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.399で回答いただいた通り、「外構施設及び植栽の維持管理を定期的実施する。」とあります。 安全性を考慮し、高所の植栽作業場所(壁面・煙突)に、安全柵などを仮設で設置することは認められるとの理解でよろしいでしょうか。	工事施工のための一時的な仮設は可としますが、詳細は別途協議とします。
173	外構維持管理業務	70	第4	4-3			(11)	外構維持管理業務	昨今ゲリラ豪雨や超大型台風、平均気温上昇など気候変動により、適正な維持管理を行っていたとしても今後一部の植栽に影響が出る可能性が想定されます。 既存の植栽が周辺環境の変化による影響を受け、変化が確認された場合は、著作権を考慮して、植え替え等の必要性は無く、業務対象外となるという理解でよろしいでしょうか。	不可抗力により植栽に影響が出た場合は、ご理解のとおりですが、倒木などの緊急対応は本事業の範囲とし、その際に費用が発生した場合は協議とします。
174	維持管理・運営の範囲等	70	第4	4-3			(11)ウ	外構維持管理業務	現在使用されている薬剤・肥料の銘柄・金額等の情報開示について、要求水準書(案)第2回 No.73の質問回答において「別紙「配付資料リスト」に示すものとしませす。」とご回答をいただきました。 しかしながら、配布資料内では確認する事ができませんでしたので、本資料の提示をお願いします。	現在、薬品・肥料等は使用していません。
175	維持管理・運営の範囲等	70	第4	4-3			(11)オ	外構維持管理業務	「植栽、外構(噴水やベンチ等)についても著作権の対象となるため」とあります。 この場合の著作権とは機能が変わらない同一性保持権に該当するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
176	要求水準書	70	第4	4-3			(12)	廃棄物に関する業務	産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出に関しては事業者が対応するとの認識でよろしいでしょうか	ご理解のとおりです。

## 大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所					項目名	質問	回答
		頁	章	節	項	§ (○)			
177	要求水準書	70	第4	4-3		(12)	廃棄物に関する業務	マニフェストの市への提出とありますが維持管理・運營業務報告書(年報)にてマニフェストのコピーを提出するとの認識でよろしいでしょうか	下水汚泥に起因するマニフェストは、原本を市へ提出していただきます。
178	維持管理・運営の範囲等	70	第4	4-3		(12)	廃棄物に関する業務	「本事業において発生する廃棄物は、関係法令に従って適切に取り扱い、～、マニフェストの市への提出を実施すること。」とあります。電子マニフェストでの運用でも可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
179	要求水準書	70	第4	4-3		(13)	見学者対応業務	見学者受入対応業務は事業者が行うと記載されていますが、事業契約書(案)第55条では市が行うと記載されています。事業者が行うとの認識でよろしいでしょうか。	建設期間中の見学対応については、要求水準書3-1-5(9)にお示しするとおりとします。
180	地域住民対応業務	71	第4	4-3		(14)	地域住民対応業務	同書16頁の「表2-7市及び事業者が実施する業務範囲」では、対応は市、適切な運営は事業者と分担されています。地域住民対応の事業者の役割は臭気・振動などの対策を講じることであり、事業としての恒久的な対応が必要な場合は貴市にてご対応いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者が事業契約書(案)に基づき実施されるものについては、事業者の対応となります。
181	事業終了時の対応業務	71	第4	4-3		(18)	事業終了時の対応業務	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.412で回答いただいた通り、3年前からの引継ぎスケジュールについては、貴市より具体的なスケジュールをご提示いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
182	(2) 修繕計画書	72	第4	4		2		修繕計画は「必要に応じて変更できるものとし、その場合、市の承諾を受ける」とありますが、その際、サービス対価 C-3の扱いが変更になることはありますでしょうか。	サービス対価C-3の扱いが変更になりません。
183	各種計画書	72	第4	4-4			各種計画書	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.414で回答いただいた通り、「維持管理・運營業務の全体計画書」「修繕計画書」「年間維持管理・運営計画書」など各種計画書のフォーマットは、事業者による任意のフォーマットとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
184	維持管理・運營業務計画の策定	72	第4	4-4		(1)	ユーティリティ	「ユーティリティの調達、使用の方法」について、ユーティリティとは、様式IV-3-2(別添1)の項目「電力量料金、水道料金、工水料金、燃料費、薬品費、その他」との理解でよろしいでしょうか。また、燃料費に含まれるのは都市ガスやA重油であり、産業廃棄物になりうる木材等の廃材などは燃料として含まず、受入不可との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
185	要求水準書	72	第4	4-4		(3)	年間維持管理・運營業務計画書	年間維持管理・運營業務計画書の提出期限が各年度の前年度末となっておりますが事業契約書(案)第65条及び別紙8第4項では第1回目は維持管理・運営開始日の60日前までに同日の属する事業年度末までの分を提出、第2回目以降は当該事業年度に属する2月末日までに提出となっております。要求水準書の提出期限を正とするとの認識でよろしいでしょうか	事業契約書(案)にお示しする提出期限とします。
186	要求水準書	72	第4	4-4		(4)	月間維持管理・運營業務計画書	月間維持管理・運營業務計画書の提出期限が各月の前月末となっておりますが事業契約書(案)第65条及び別紙8第4項では第1回目は維持管理・運営開始日の60日前までに同日の属する月の月末までの分を提出、第2回目以降は1か月分を当該暦月の直前の暦月の20日までに提出となっております。要求水準書の提出期限を正とするとの認識でよろしいでしょうか	事業契約書(案)にお示しする提出期限とします。
187	セルフモニタリング	73	第4	4-5			セルフモニタリング	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.415で回答いただいた通り、要求水準書内の記載事項を網羅した形式であれば、セルフモニタリングの方法については事業者の裁量にて実施してよいとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	セルフモニタリング	73	第4	4-5			セルフモニタリング	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.416で回答いただいた通り、セルフモニタリング計画書は維持管理・運営期間を通したセルフモニタリングに必要な事項を記載した計画書と認識します。2年目以降は改善点が発生した場合に反映したセルフモニタリング計画書を貴市に提出する理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
189	要求水準書	74	第5	1			報告事項	「～。また、分析日時は、市が指定する場合があります。」とありますが、事業者都合も尊重頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
190	最終生成物の有効利用	74	第5	1	1		最終生成物に関する事項	最終生成物の場外搬出量の報告が求められていますが、最終生成物発生量を勘案すると、有効利用先が複数にまたがったり、有効利用の方法が異なる可能性もあり、どの有効利用先にどのような方法で有効利用をされたかをチェックしなければ、本事業趣旨である有効利用の確実性が担保されないものと考えております。貴市として、どのように有効利用がなされたことを確認されるのか、方針がございましたらご教示ください。	最終生成物に関する事項については、要求水準書に記載のとおりとします。
191	要求水準書	74	第5	5-1			報告事項	「～日報、月報、年報を作成し、維持管理・運営期間開始から終了日までの期間中、電子データ及び印刷物として保管する。」との記載がありますが、電子データのみ保管は認められないでしょうか。	報告事項については、要求水準書に記載のとおりとします。
192	報告事項	74	第5	5-1			報告事項	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.423で回答いただいた通り、「事業者は、維持管理・運営期間開始から終了日までの期間中、電子データ及び印刷物として保管する」とあります。舞洲・平野それぞれで保管場所が分散しても構わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所						項目名	質問	回答	
		頁	章	節	項	§	(○)				
193	報告事項	74	第5	5-1				報告事項	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.424で回答いただいた通り、「事業者は、・・維持管理・運営期間開始から終了日までの期間中、電子データ及び印刷物として保管する」とあります。電子データの保管に関しては、舞洲・平野どちらからもアクセスが可能なネットワーク環境の構築は可能との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
194	報告事項	74	第5	5-1				報告事項	要求水準書(案)に関する質問(第1回目)回答No.426で回答いただいた通り、日報は事業者の日単位データなどをまとめる資料であり、提出は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
195	報告事項について	76	第5	5-1	13			環境項目に関する事項	「事業者は、本施設の整備にあたり振動、騒音、臭気、～、分析結果を市に提出する。」とあります。測定の実施、測定箇所の選定は事業者にて行うとの認識でよろしいでしょうか。	関係法令を満足していることを前提に、ご理解のとおりです。	
196	平野下水処理場における土壌汚染調査	別紙 2	7	1				平野下水処理場における土壌汚染調査	土壌汚染の再調査の範囲は、要求水準書別紙(第7章別紙)の表土調査結果のグリット図に記載のある対象地と同じ範囲と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。	
197	要求水準書 別紙3		7	3			(1)	内陸部脱水ケーキ分析結果	平野下水処理場の脱水ケーキ分析結果は、当該下水処理場で発生した汚泥のみを対象としているとの理解でよろしいでしょうか。それとも各処理場からの混合汚泥でしょうか。	当該処理場で発生した汚泥のみを対象としています。	
198	要求水準書 別紙3		7	3			(1)	内陸部脱水ケーキ分析結果	放出下水処理場の脱水ケーキ分析結果は、当該下水処理場で発生した汚泥のみを対象としているとの理解でよろしいでしょうか。それとも各処理場からの混合汚泥でしょうか。	当該処理場で発生した汚泥のみを対象としています。	
199	要求水準書 別紙 主要機器リスト	34	5				1	(3)(4)(5)	主要機器リスト	設備機器類について、設置年が分かる資産台帳を開示ください。機器類の更新について、リストにある機器は全て更新する必要があるか、又は、OHは更新とみなすことは可能でしょうか？エレベータについて、リニューアルを更新とみなすことは可能でしょうか？	事業者が利用しない建屋を除き、要求水準書にお示しする改築更新対象の機器は、改築更新とします。エレベータについても、改築更新が必要です。
200	要求水準書(別紙)	34・39	7	5				(3)(5)	—	5.主要機器リスト(3)建築設備(空調・換気設備)・(5)建築設備(電気) 主要機器リストの建物名・部屋名において、部屋名は同じですが、建物名が空調・換気設備では溶融炉棟、電気では管理棟と記載があります。各棟の分けが不明確なため各棟が分かるエリア図をご提示ください。	各棟の区分については、配付資料「27.舞洲スラッジセンター建築関係工事完成図書」を参照ください。
201	要求水準書(別紙)	40	7	5				(6)	—	5.主要機器リスト(6)建築設備(建築施設および外構) 主要機器リストによると、外壁タイル・外部建具は点検:○、修繕:-となっています。タイル浮き、不具合等を点検により、確認・報告するまでを本事業範囲とし、修繕に関しては本事業範囲外または、貴市との別途協議によりご発注いただくという理解でよろしいでしょうか。その他、点検のみが○となっているものも同様のご質問です。	ご理解のとおりです。
202	主要機器リスト		別紙	5			1	(1)	送受泥設備	舞洲 送受泥施設(機械設備)にてピグ洗浄(回収)設備の運転管理が事業範囲として含まれます。此花からのピグ発射操作とピグの劣化・摩耗等による交換作業は、本事業範囲外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
203	温室効果ガス排出量の算出方法	—	別紙	8				(1)	汚泥資源化施設の運転に伴う温室効果ガスの排出量	汚泥資源化施設の運転に伴う温室効果ガスの排出量を算出する上で、対象とする処理プロセスをより明確化することを希望するため、以下の4点についてご回答ください。 ①脱水ケーキ供給側である脱水機施設との区分は脱水機出口とする(搬送設備の配置は事業者提案によるため) ※平野下水処理場に設置する既設燃料化施設向けの脱水ケーキ搬送設備は除外 ②排ガス処理系は煙突までの設備全てを算出範囲とする ③資源化物および残渣搬送・貯留・出荷設備は全てを算出範囲とする ④薬品および外部燃料受入設備は全てを算出範囲とする ※脱水ケーキ受入・搬出設備は除外	①は、資源化施設入口から対象とします。 ②は、ご理解のとおりです。 ③は、ご理解のとおりです。 ④は、ご理解のとおりです。

大阪市汚泥処理施設整備運営事業 要求水準書に関する質問 回答

No.	タイトル	当該箇所						項目名	質問	回答
		頁	章	節	項	§	(○)			
204	温室効果ガス排出量の算出方法	—	別紙	8			(1) 汚泥資源化施設の運転に伴う温室効果ガスの排出量	<p>基準となるCO2排出量(t-CO2/年)について、表内にご提示の汚泥資源化炉定格処理能力範囲を外れる場合のCO2排出量の算出方法を確認させてください。                      手順: 汚泥資源化炉定格処理能力範囲の最小(①70t/日)、最大(②200t/日)の両方で比例計算し、十の位を四捨五入する。                      ①②の小さい方を基準排出量(CO2換算)として採用する                      計算例A.60t/日炉を建設する場合                      ①60t/日 ÷ 70t/日 × 5,300t-CO2/年 = 4542.9 ⇒ 4,500t-CO2/年                      ②60t/日 ÷ 200t/日 × 14,900t-CO2/年 = 4,470 ⇒ 4,500t-CO2/年                      ①=②につき、4,500t-CO2/年を採用                      計算例B.210t/日炉を建設する場合                      ①210t/日 ÷ 70t/日 × 5,300t-CO2/年 = 15,900 ⇒ 15,900t-CO2/年                      ②210t/日 ÷ 200t/日 × 14,900t-CO2/年 = 15,645 ⇒ 15,600t-CO2/年                      ①&gt;②につき、小さい方である②15,600t-CO2/年を採用                      また、上記によらない場合は、貴市にてご検討されている計算方法をご提示いただけますでしょうか。</p>	<p>CO2排出基準(t-CO2/年) = 74.3 × (定格処理能力)で算出し、100t-CO2/年となるように端数を切り上げてください。                      例) 210t/日の施設の場合                      74.3 × 210 = 15,603 ⇒ 15,700t-CO2/年</p>	
205	要求水準書(別紙)	—	7	9			—	<p>現在の維持管理の委託内容(委託先・委託内容・委託金額等)をご教示ください。また、要求水準書(別紙)/第7章 別紙/9.実績維持管理費の各年度の「委託費」と「その他」の費用の内訳についてもご教示ください。</p>	<p>現在の維持管理の委託の契約状況については市のホームページでご確認下さい。また、委託費とその他の内訳ですが、委託費のうち、施設の運転管理に要する委託費が、99%となります。その他については、施設の維持に必要な物品購入や諸経費などになります。</p>	
206	要求水準書別添資料	全					別表1~2	<p>撤去設計および建屋安全性検討のために、リスト中の機器重量をご提示いただけますでしょうか。</p>	<p>機器重量については、機器仕様及び配付資料「各工事完成図書」よりご判断ください。</p>	
207	その他							<p>騒音・臭気において問題が発生しない一部のタンク類(空気槽等)についてに建築物外に配置しても良いという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりですが、外観に配慮することとします。</p>	
208	その他							<p>空調機器の室外機等についてに建築物外に配置しても良いという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりですが、外観に配慮することとします。</p>	
209	その他							<p>資源化物や薬品などの搬入出において西門、東門いずれも使用にして良いものと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>	
210	その他							<p>平野下水処理場全体で煙突の数や高さについて制限はないものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>	
211	その他						諸官庁との事前協議について	<p>事業提案書提出前に諸官庁と事前協議を行うことは可能でしょうか。</p>	<p>事業者責任での対応とします。</p>	
212	その他関連書類	全					追加配布希望資料	<p>構造設計条件が不明なため、舞洲スラッジセンターの初期の構造計算書を開示いただけますでしょうか。</p>	<p>構造計算書については、配付資料「27.舞洲スラッジセンター建築関係工事完成図書」の「舞洲スラッジセンター構造計算書」を参照ください。</p>	
213	その他関連書類	全					追加配布希望資料	<p>消防法や条例等の確認のため、舞洲スラッジセンターの建築確認申請時の資料を開示いただけますでしょうか。</p>	<p>建築確認申請時の資料については、配付資料「33.建築確認申請」計画変更通知の副本を参照ください。</p>	
214	その他関連書類	全					追加配布希望資料	<p>舞洲スラッジセンターの更新する空調機器を検討するため、空調負荷計算書を開示いただけますでしょうか。</p>	<p>空調負荷計算書については、既設空調機の仕様及び配付資料「舞洲スラッジセンター建築機械設備工事完成図書」よりご判断ください。</p>	
215	その他関連書類	全					追加配布希望資料	<p>既設建屋の建築確認申請時の構造計算書を配布願います。既設建屋の安全性検討のため、建築確認申請時の荷重情報と設計条件が必要となります。</p>	<p>参加表明書を記載した事業者を対象に配付とします。別紙「資料配付申込書(追加)」を提出してください。</p>	
216	その他関連書類	全					—	<p>大規模修繕工事に該当する際は建築確認申請に該当しますが、間仕切り壁や仕上げ材などの非構造部材の変更については大規模修繕に該当しないと考えてよろしいでしょうか。                      また、スラブからの機器基礎立上り部の撤去・新設工事においても同様に大規模修繕に該当しないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>	
217	その他関連書類	全					追加配布希望資料	<p>法対応や官庁申請の要否確認を行う必要があるため、舞洲スラッジセンターの既設建屋建設時における建築確認申請書副本を追加配布していただけますでしょうか。</p>	<p>参加表明書を記載した事業者を対象に配付とします。別紙「資料配付申込書(追加)」を提出してください。</p>	
218	その他関連書類	全					追加配布希望資料	<p>緑地維持管理費用の算出に際して樹木数等の確認が必要となります。現状の樹木台帳を追加配布していただけますでしょうか。</p>	<p>参加表明書を記載した事業者を対象に配付とします。別紙「資料配付申込書(追加)」を提出してください。</p>	
219	その他関連書類	全					追加配布希望資料	<p>更新対象機器空調機について、更新後空調機の必要能力を合理化する目的で、現状における建築物による熱負荷を確認する必要があります。既存の空調負荷計算書一式を追加配布していただけますでしょうか。</p>	<p>空調負荷計算書については、既設空調機の仕様及び配付資料「舞洲スラッジセンター建築機械設備工事完成図書」よりご判断ください。</p>	